



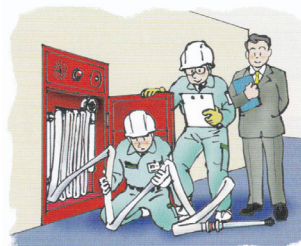
火災報知器や消火器、誘導灯は検査と報告が必要です！

- 店舗や事務所、工場(消防署に設置届を提出した建物)は毎年2回の点検が必要です



法定点検

点検の期間
機器点検 → 6ヵ月に1回
総合点検 → 1年に1回



点検・改修・整備



- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています(点検の期間と報告の期間は異なります)。

(店舗など)
(工場など)

報告の期間
— 特定防火対象物 → 1年に1回
— 非特定防火対象物 → 3年に1回



点検結果の報告



主な消防用設備等

- 消火設備
消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など
- 警報設備
自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など
- 消防用水
防火水槽など
- 避難設備
救助袋・緩降機・誘導灯など
- 消火活動上必要な施設
排煙設備・連結送水管など

点検済票(ラベル)が貼付されている場合は、点検報告や立入検査などの一部が簡素化されます。



点検済証の貼付

- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者(表示登録会員)が貼付します。

点検事業者用



- 事務所や工場(非特定防火対象物)は3年に1回消防署に報告します(点検は6ヶ月に1回です)
- トイレの暖房便座には火災感知器の設置が必要です(県内消防署の指導事項)
- 消防法は大規模な火災が発生する毎に厳しく改正されています

安心！



- 今月のマル得情報 介護施設の設置基準が年々厳しくなっています

商品名 消防設備の点検と報告